

<参考>

平成30年9月 国土交通省大臣官房官庁営繕部

「新たな国立公文書館技術提案書評価委員会」議事概要

目次

第1回 新たな国立公文書館技術提案書評価委員会	…	1
第2回 新たな国立公文書館技術提案書評価委員会	…	10
第3回 新たな国立公文書館技術提案書評価委員会	…	27

注1: 審査における公平性確保の観点から、参加表明書の提出順にB社、C社、D社、E社及びF社と称し、技術提案書提出者の実名称は伏せて審査した。「新たな国立公文書館新築(18)設計業務 設計者特定結果」の5(2)及び6(2)に記載している提出者Ⅰ～Ⅴとの対照は、次のとおり。

B社:… 提出者Ⅴ

C社:… 提出者Ⅰ < (株)日建設計 >

D社:… 提出者Ⅱ

E社:… 提出者Ⅳ

F社:… 提出者Ⅲ

注2: 本議事概要では、委員名及び評価ランクについては“□□”で表記している。また、委員長
の発言であっても、議事進行以外の発言は「委員」と表記している。

第1回 新たな国立公文書館技術提案書評価委員会

日時 平成30年4月19日(木) 10:00~12:00

場所 中央合同庁舎第2号館13階 官庁営繕部入札室

議事

1. 新たな国立公文書館設計業務の概要について
2. 評価委員会の実施事項と日程について
3. 技術提案テーマ及び各テーマ配点の設定について

<議事概要>

1. 新たな国立公文書館設計業務の概要について

(委員長)

- ・ それではこれより議事に入らせていただきます。
- ・ 議事1. 新たな国立公文書館設計業務の概要について、事務局から資料－1の説明をしてください。

(事務局)

- ・ (業務概要について、資料－1を用いて説明。)

(委員長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はありますか。

(委員)

- ・ 一点だけ、憲政記念館の取り壊し工事が入っているというのは、これは、この取り壊しの中で記念モニュメント的なものを残す可能性があるもので、入っているという、そういう趣旨ですか。

(事務局)

- ・ 現在の建物の歴史的価値を尊重して、単位空間であるとかエレメントについての再築を検討するというふうになっておりますので、一体的な検討をしていただきたいと思います。

(委員長)

- ・ ほかにありますか。
- ・ よろしければ、次の議題に移らせていただきます。

2. 評価委員会の実施事項と日程について

(委員長)

- ・ 議事の2. 評価委員会の実施事項と日程について、事務局から資料－2の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ (評価委員会の実施事項と日程について、資料－2を用いて説明。)

(委員長)

- ・ この説明に関しまして、何かご質問、あるいはご意見はありますか。
- ・ 第2回、第3回の日程等についても、お含みおきいただきたいと思いますが、差し障りありませんか。
- ・ はい、それではありがとうございました。

3. 技術提案テーマ及び各テーマ配点の設定について

(1) 技術提案書を特定するための評価基準等の概要

(委員長)

- ・ 次に、技術提案テーマ及び各テーマ配点の設定について、事務局から資料3-1の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ (技術提案書を特定するための評価基準等の概要について、資料-3-1を用いて説明。)

(委員長)

- ・ ありがとうございました。
- ・ この件、多岐にわたりますので、それぞれご意見をいただきたいと思います。
- ・ まずは、資料-3-1として説明のあった合計4頁の本文、参考の今の3-3に関しまして、何かご質問、ご意見がありますか。

(委員)

- ・ 資料-3-1の1頁に配置予定技術者とあるんですが、ここで②に主任担当技術者は、括弧して4分野が書いてありますけど、(1)の②で、新たな分担業務分野を設定可能とありますが、この分担業務分野については、特に主任担当技術者の配置を求めないということですか。

(事務局)

- ・ この資料には記載がされておられませんけれども、新たな分担業務分野を設定した場合におきましては、その当該分野における主任担当技術者を配置していただく必要がございます。

(委員長)

- ・ 分野を増やした場合にも、その主任担当技術者が選ばれないといけないということですね。

(事務局)

- ・ はい。

(委員)

- ・ それは、これは概要だから書いてないけど、どこかには書いてあるということですか。

(事務局)

- ・ はい。参考-3-3に記載がございます。3頁をご覧ください。中程、⑬のところ。

(委員)

- ・ 新たな分担業務分野については、必ずしも設定する必要はないけれども、設定した場合には、その分野の主任技術者を適切に配置してくださいということですね。

(委員)

- ・ そういう分野の方は、建築士でないと駄目なんですか。

(事務局)

- ・ 一級建築士を求めていますのは管理技術者だけでございます。

(委員)

- ・ ランドスケープだと、一級建築士を持ってなくても大丈夫ということですね。

(事務局)

- ・ 大丈夫です。

(委員)

- ・ 場合によっては外国の方でも良いと。

(事務局)

- ・ 構いません。

(委員)

- ・ 別の質問よろしいでしょうか。

(委員長)

- ・ どうぞ。

(委員)

- ・ 確認なんですけど、技術力が高い方に参加していただきたいということで、2頁なんですけど。※印の2ないし3ですけれど、類似施設を含んで複合用途もOKであると。ただし、その半分は、この公文書館等に値するような中身で、複合施設全部の面積で満たせればOKということですね。例えば、5千㎡の公文書館的施設の経験があつて、複合施設が9千㎡であつたら、9千㎡の実績として認めるという理解でいいですね。

(事務局)

- ・ はい。

(委員)

- ・ それから、手を上げた時に所属しているというのは、何ヶ月か前にその社員であるということが確認できるということですか。

(事務局)

- ・ 工事においては、3ヵ月前以前に所属していることが必要になりますけれども、業務におきましては、参加申請の時点で当該社に所属していればよいということになります。

(委員)

- ・ 4頁の配点のバランスですが、これは他の一般の官庁営繕の技術提案を求める配点があると思うんですけど、それと比べて、今案として出しているこの配点で、特段変わっている箇所があれば、説明してください。

(事務局)

- ・ 変更している箇所はございません。

(委員)

- ・ そうすると、CPDの取得単位が10点ということなんですけども、これは一般的であるという理解で宜しいんですね。

(事務局)

- ・ はい。

(委員)

- ・ これは割と差がつくものなんですか。
- ・ CPDを含めて、どなたが手を挙げていただくのかわかりませんが、資格と技術力の35点、かなり差がつくというイメージですか。

(事務局)

- ・ 正確に調べた訳ではございませんので、私の印象になってしまうんですけども、資格と技術力の35点については、客観点と呼ばれている部分でございまして、業務実施方針及び手法のところは主観点と呼ばれているところなんですけれども、プロポーザルにおきましては、比較的主観点のほうが、誰が特定されるかにおいては、優位に影響しているような印象でございます。

(委員)

- ・ 私の印象では、通常はあまり差が付かないように思いますが、今回は応募のハードルを下げているので、応募者がどのように分布するかは、予測がまだつきませんが、一般にもう少しハードルが高ければ、上の35点は差が付きにくいけど、今回はある程度差がつく可能性はありますね。でも、低い方は最後の5人に選ばれない確率が高いと思います。
- ・ ちなみに、その時のこの技術力の8点、8点、4点は、こちらに細かく、たぶん何だと何点になるという基準があると思うんですけど、例えば、この技術者資格で5点と書いてあるのは、どうだと5点になるのかわかりますか。

(事務局)

- ・ 参考-3-3の10頁をご覧ください。注の1として、資格評価表を記載をしております。総合・構造と電気、機械それぞれに、評価する技術者の資格を記載をしております。

(委員)

- ・ それで、これがこれだと5点、これだと何点という基準は。

(事務局)

- ・ ①に該当する場合、②に該当する場合、③に該当する場合につきましては、その前の9頁に記載をしておりまして、①の場合は1.0、②の場合は0.4、③は0.2ということで、評価点を付与するかたちになります。

(委員)

- ・ 以下、技術力等に関しても、ここに細々とある通りですね。

(事務局)

- ・ はい。同種であるのか類似であるのか、その当該業務に管理技術者として携わったのか、主任担当技術者として携わったのか、はたまた担当者として携わったのか、によって点数が変わっていくかたちでございます。

(委員長)

- ・ いくつかの種類のこと混ざっていますが、今配点の話がでたので、とりあえず、3頁目の25点分の話、それから4頁目の35点分の話、CPDを含めた、このあたりの客観点の部分は、既に決められたものに則っているということですね。
- ・ 評価点に関しては、これでよろしいですか。
- ・ また、2頁目のところにあった、通常求める同種業務、類似業務の規模を、今回のものが非常に特殊なので、これの同種業務というものがそう多くないということで、通常半分にされる面積をさらに半分にさせていただいたような感じになっております。それは、都道府県のこのような施設の平均的な面積を勘案されて、それを超えないようにしたということで、かなり応募の間口を広げていただいたと認識しておりますが、こういう考え方でよろしいですか。

(委員)

- ・ 表彰実績に対して、通常の国土交通省官庁営繕部あるいは地整局等のものに加えて、いくつかの団体等が催しているものを評価の対象とされています。これは、応募者の応募意欲を高めるために、加えていただいたということでいいですか。

(事務局)

- ・ はい。私どもの評価は、どうしてもこれまでに庁舎を中心とした施設に対しての実績であったり、成績であったりになりますので、今回は、庁舎とは全く違うタイプの施設設計でございますので、そういった設計に対する技術提案書の提出者を選定するに当たっては、より幅広い観点での評価を加えたほうが良いというふうに判断をしたものでございます。

(委員)

- ・ 新しい分野の主任技術者を置いたときには、この資格の評価点はどう計算することになるんでしょうか。

(事務局)

- ・ 新たな分野については、評価対象に含まれません。

- ・逆に言いますと、そういう意味では、新たな分野はあまり気にせず、いろんな若手をつけていただくことも可能だというふうに思います。

(委員)

- ・仮に、管理技術者はともかくとして、総合の主任担当技術者に、実績点では類似業務などで少し低減されるような方でも、素晴らしい賞を取られているような方を据えれば、それが挽回できるような雰囲気になるということですか。

(事務局)

- ・完全に挽回とまではいかないかと思いますが、あくまでも業務の表彰実績は4点でございますので。
- ・今回、我々の官庁営繕部発注の表彰につきましては4点を取れるようなかたちになっているんですけども、通常地方整備局での表彰実績は2点になります。他の機関の表彰の受賞歴についても、同じように2点ということで、評価をさせていただきたいというふうに考えております。そうすると、単純計算では4点を超えることになりまして、そういったものが積み重なって4点を超えた場合には、4点を上限として評価をするという考えでございます。いずれにしても、満点の4点までにたどりつく選択肢が数多く用意できたということになるかと思っております。

(委員)

- ・先ほど□□委員がご指摘された新たな分担業務分野を設定した場合の評価についてですが、第一段階目では評価はしないものの、第二段階目の技術提案書の評価の段階で、業務実施方針についてヒアリングしたうえで評価することが可能です。そういった観点で、ランドスケープデザインなどの主任担当技術者を配置するといった体制や実施方針などが示された場合には、評価することはできると考えています。

(委員)

- ・さっきの表彰実績ですけど、他団体のものは地整局のものと同じ配点にするということですが、今回の建物の種類からすると、4点と2点ほどの差を付ける必要がありますか。

(事務局)

- ・他の受賞歴についての点数をどの程度にするのか、少し考えてみたんですけども、例えば、業務の成績につきましては、私どもの成績だけでなく、各省庁あるいは、都道府県さんの中でもご協力いただける方については、成績を共有したかたちで評価をしております。ただ、その前提といたしましては、標準的な採点表を使っただけというような、そういう何か評価の基準をある程度揃えたようなかたちで、評価をさせていただいているところです。
- ・今回、新たな受賞歴を入れる場合に当たって、いろんな観点で恐らく評価がなされているというふうに考えた場合に、我々の評価基準が明らかなものと、内容についてバラツキがあるものと同じ程度で評価するというのは、やや公平感に欠けるのではないかというふうに考えまして、やはりそこは4点、

2点というふうにするのが妥当ではないかと、今は考えているところでございます。

(委員)

- ・ 業務成績の相互利用をしていると、共有しているところで、その辺の基準があまり変えたくないということですね。
- ・ 他の団体ですけど、全国組織を構成する単位団体が、範囲を指定しないで実施している賞もあると思いますが、それはどうなりますか。

(事務局)

- ・ まだ勉強中ございまして、各団体の要綱等を確認させていただいて、早急に詰めたいと考えています。

(委員)

- ・ 賞の名前を書いたほうが、はっきりするかもしれない。

(委員長)

- ・ その他よろしいでしょうか。
- ・ ハードルを下げてください点、今のような受賞歴に少し拡大していただいた点、それから、客観点の評価点の配点について、ご了承いただいたということで、よろしいですか。
- ・ では、この議事は終了して、次の資料－3－2のほうの説明をお願いします。

(2) 技術提案テーマ及び各テーマ配点の設定

(事務局)

- ・ (技術提案テーマ及び各テーマ配点の設定について、資料－3－2を用いて説明。)

(委員長)

- ・ 先ほどの45点の配点の内容を、今説明をいただきました。
- ・ 3つのテーマがあるとして、45点だから、単純に割れば15点ずつということになりますが、それに少し重みを付けています。

(事務局)

- ・ ひとつだけ補足させていただいても宜しいでしょうか。
- ・ 大まかに配点を設定するに当たりまして、事業の実施者である内閣府のほうに考え方を伺いましたところ、①、②の基本計画に記載されているテーマのほうが、内閣府としてもより重要性が高いというふうに考えているという話がありました。

(委員長)

- ・ それも合わせて、この17点と11点というかたちにしていただいということですね。
- ・ ご意見、いかがでしょうか。

(委員)

- ・ 内閣府の国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議に出席させていただいた関係で、そこで作られた基本計画のところの、今日の参考資料の2-2の3頁の上のほうになりますが、国立公文書館の目的のところとか、あるいは2頁の設計に当たっての基本的な考え方というのは、これはかなり長い議論の末にまとめられた話で、それが十分に反映されていることが重要と思っています。その調査検討会議に関わられた委員が見て、この評価項目が妥当であるというふうに思っています。その調査検討会議に関わられた委員が見て、この評価項目が妥当であるというふうに思っています。その点ですが、かなりちゃんと反映していただいているように思います。しかも、配点が17、17、11というのは、非常に妥当な配点になっていると思います。国立公文書館については内閣府が窓口ですけれども、国会等の立法府の方もかなり熱意を持って関わってきてらっしゃる方もいるので、その方々からみても妥当な私たちの内容で、かつ配点になっているのではないかと。個人的な印象なんです。

(委員)

- ・ 同じような意見なんです。環境配慮のところは点数のウェイトが低いことについては、わかり易い説明をしたほうが良いですね。
- ・ それと、基本計画の中のエッセンスを、景観・施設デザインと快適・安全、フレキシビリティというふたつに整理をしていただいているのは、大變的確に基本計画の中身を読みこなしていただいているなと感じました。
- ・ 公文書管理法が改正された時に、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源という考え方が明確に盛り込まれました。国立公文書館の機能・施設のあり方に関する調査検討会議委員で手分けして各国の公文書館を見に行ったら、私はアメリカに行きましたが、建物の佇まい、あるいは中の使い方から見て、まさに国民共有の知的共有資産をここで守っているということがしっかり感じられるようなデザインになっていました。新しい国立公文書館では公文書管理法で明確に示された理念が建物を訪れたときに体感できるような建物であって欲しいということは委員共通の認識でしたから、この書きぶりで良いのだろうと思っています。
- ・ もうひとつ、快適・安全、フレキシビリティを入れていただいた点。新しい公文書館のもうひとつの論点は、文書を国民に見て、感じてもらうという展示の部分がほぼないといっても等しい今の状況をどう変えていくのかという点についてずいぶんという議論をされました。多様な展示についての指摘があり、これを受けとめていくために体感していく、ここでいうフレキシビリティであったり、快適であったり、安全であったが必要だと思っています。
- ・ このふたつに絞って点数を上げているのは、調査検討会議の議論の方向に沿っていると感じました

(委員長)

- ・ 最初に懸念された、これは環境配慮を軽んじているのではないかと取られかねないといった点に関してはどういたしましょうか。何か妙案がありますか。

(委員)

- ・ このテーマはもはや共通のスタンダード化しているけれども、それに加えて、更なる配慮事項があるかどうかという、つまり、スタンダードの部分では当然として、それを上回る加点部分のところを書いてくださいという雰囲気になれば良いんでしょうかね。

(委員)

- ・ そのとおり。

(事務局)

- ・ 修文をさせていただいて、そのうえで、各委員の皆様にお諮りするようなかたちでよろしいでしょうか。

(委員長)

- ・ それではご検討いただいて、少し工夫をしていただければと思います。
- ・ その他は、ありますでしょうか。
- ・ それでは、環境配慮の文章表現を工夫していただくという点を前提として、ご承認いただくということよろしいですか。
- ・ では、事務局案を承認したいと思います。
- ・ 議事は以上となりますので、進行は事務局のほうにお返ししたいと思います。

<以上>

第2回 新たな国立公文書館技術提案書評価委員会

日時 平成30年7月30日(月) 14:50~18:00

場所 中央合同庁舎第2号館13階 官庁営繕部入札室

議事

1. 技術提案書を提出した者に対するヒアリング

2. 提出された技術提案書の評価

<議事概要>

1. 技術提案書を提出した者に対するヒアリング

注3: 日程調整の結果、ヒアリングはE社、F社、D社、C社、B社の順に実施したが、ここでは、B社、C社、D社、E社、F社の順に記載している。

(1) B社

(B社)

- ・ (技術提案書を説明。)

(委員)

- ・ 既存建物の歴史的価値を継承するということで、この水盤あるいは、このエントランスのイメージにその雰囲気があり、またタイルの再利用にも言及がありましたが、もうちょっと詳しく、どこまでが復元的で、どれがオリジナルとするのか、具体的なイメージがあったらお聞かせいただきたい。

(B社)

- ・ ここをどこまで再現するかは、これから打合せの中で詰めていくことだろうとは思っているのですが、基本的には空間の骨格というのが重要じゃないかなと思っていて、あの空間の良さを再現するためには、空間のプロポーションであるとか骨格を、まずは再現していく、その中であの天井の打ち放しの本ざね型枠とかといった、使われている材料でいい所を取り入れていくようなかたちで再現していくということはあるかと思っています。

(委員)

- ・ 地下空間に関しては、大きな正方形の貫通する光庭を落とし込むことによって、地下空間の快適性を与えようとしていますが、特に地下1階ゾーンに至るまでの見学者のルートは、どんな感じで地下までたどり着くことになるのでしょうか。

(B社)

- ・ 一応エントランスとしましては公文書館側と憲政記念館側、池の左右からそれぞれに入れるんですけども、いずれから入っても、吹き抜けに面した所にオープンな階段とかEVを設けて、そこで階段で吹き抜けの中を降りていくようなイメージで、どちらからでも回遊性のある展示ロビーに降りてい

けるというふうに考えてます。

- ・ 連続した企画でなくて、片側だけっていうことでも、両方に吹き抜けがあるので、動線が成り立つような計画になると思います。

(委員)

- ・ 外観のイメージがあまりちゃんと説明がない感じなんですけども、それぞれの両館の独自性というか、そういうものが、一方で並び立つので共通性みたいなものを求められると思っているんですけども、その辺についてお考えを。

(B社)

- ・ 池からアトリウム空間に抜ける部分が、様式8-1の上から2番目のパースにありますように、かなり抜けた感じにできるかなと思っていますので、その右と左ということで外観的にもかなり公文書館側と憲政記念館側、はっきり分けることはできるので、今までは我々も劇場と美術館などという、もう並列するようなプロジェクトもあるんですけども、おのずと機能が違うんで、意識して変えようと思わなくても、ある程度共通な要素を持って、自然とこっちが公文書館だな、こちらは憲政記念館だなんて自然に感じられると思うので、外観上特別に変えようという意識は無くても成り立つのではないかなと思っています。
- ・ 憲政記念館側は2階建て、公文書館側は3階建てというボリュームの違いもありますし、西側から見たときには、公文書館のほうがもちろん大きく見えると思いますけれども、一応そういうかたちでかなりこの軸線上がはっきりした分節点があるので、おのずと外観が分かれて、それぞれ表現できるというふうに考えております。

(委員)

- ・ 新しい国立公文書館の基本計画では、閲覧、体験といった利用してもらうことを重視しており、その中で展示については、シンボル展示、常設展示、企画展示という性格の異なる3つの展示類型を提示してあったと思うんですけども、このプランで、その地下1階と地下2階に展示のスペースについて、シンボル展示、常設展示、企画展示、これをこの中でどういうふうにされようとしているのか、お聞かせいただければと思います。

(B社)

- ・ 企画展示、常設展示は両方とも900㎡という広さが設定されていたので、そこらへんは展示室の中の建築空間が具体的になっていくと、それに合わせた形状とか形が必要になってくるかもしれませんが、今の段階では900㎡の同じ平面になる形をまず重ねた中で、これまでの部屋の間仕切り、可動間仕切りとか常設間仕切りもあるでしょうけども、そこで雰囲気を変えていくというふうに考えております。

(委員)

- ・ シンボル展示は。

(B社)

- ・ シンボル展示も、どちらかというと地下1階にもってこようというふうを考えております。
- ・ 地下1階はシンボル展示と常設に近い、地下2階が企画展示というふうなかたちを今想定しているということです。

(委員)

- ・ (資料見ながら)これはどこからでている、修復と書いてあるこの梁型の所から入ってくるんですかね。

(B社)

- ・ そうですね、回遊性のある展示ロビーのどこからアクセスするというふうには考えております。

(委員)

- ・ 先ほどの回答の中で、既存施設についての保存というか継承については、骨格、プロポーションを再現するとお話をされていたのですが、具体的に新しい施設の中でどのあたりにどう、今の既存の骨格、プロポーションを入れようとしているのかを聞きたいのがひとつ。もうひとつは外観は確かに用途が違くと別の物に見えるというものもありつつ、ここでは景観・外観についても結構重要な要素だと思っていて、しかも既存の施設は保存活動があるくらいのところなので、現在の施設のモチーフを、新たな建物にどう入れようとしているのかをお聞きしたいです。先ほどは用途なりの外観になるので、そこは考えてないというようなお話だったので、その辺ちょっと詳しく聞いてみたいなと思ってます。

(B社)

- ・ 考えてないと言いますか、憲政記念館のほうは、講堂とか議員会議室が中心になってきますので、今再現しようとしている空間としては、池を中心にした、池の周りからのエントランス空間の再現というものに重点をおいて考えていきたいというふうには考えております。その中で、例えば使用する材料であるとか、天井とかどこまで再現するかっていうのは、これから打合せして決めていくことかなというふうには思ってます。まず骨格として光庭、池の周りの空間のプロポーションというのを、深く再現していくというふうに考えております。外観としましては、国立公文書館側は執務室関係が地上に出てきますので、かなり窓が中心になってくるというか、窓がある建物ではあると思ってます。憲政記念館側はどちらかというと講堂とかが大きい部分を示すので、開口のない壁が多くなるかなというふうに思っておりますので、おのずと外観のイメージに違いがでるのではないかなというふうに思っております。

(委員)

- ・ テーマ②に関係しますが、駐車場のあり方について、地下1階と地下2階に配置して、さらに地下2階には中2階を設けるというかたちに見えます。自走式だと思いますが、走路を考えた場合、これで成立しているのか、どうしてこのように3層に及ぶ駐車場を考えたのか教えていただきたいと思います。

(B社)

- ・ 地下1階と2階というのは、展示室が入る関係で階高が高くなります。展示室の天井高が5m程度と

ということなので、階高としては7mぐらい考えられるかなと思って考えておりました。それで地下1階の駐車場に関しましては、搬入車とか、バスとかが来る可能性があるので、大型車が入れるような階高として、地下1階は大型車を中心にした駐車場ということにして、さらに自走式で下の地下2階、3階を乗用車を対象にした、小型車を対象にした駐車場ということで、階高が比較的小さくてもコンパクトに収まるのではないかというふうに断面計画としては考えておりました。

- ・ 特にこういった保存空間を駐車場の下部に入れるっていうのは、やはりあまり好ましくはないので、やはり保存空間あるいは展示空間っていうものは用途に適した積層が必要だろうし、駐車場は、例えば機械室等と合わせた断面計画で、積層とかたちに分けて考えるべきだろうというのが我々の保存収蔵環境という意味での建築に対するひとつの答えとして考えております。

(2) C社

(C社)

- ・ (技術提案書を説明。)

(委員)

- ・ この提案では、地下を斜めに貫通する大きなこの吹き抜けというか、階段空間というか、ここに大きな特徴があるかと思いますが、この光の効果とか、空が見上げられる効果とかはこれでわかるのですが、具体的にはプランのイメージを見ると、周囲、その階段の周囲の黄色く塗られた部分ですね、ここでどんなアクティビティ、どんなことに活用されることを想定されているのでしょうか。

(C社)

- ・ 今回の建物は小学生や中学生の見学も多いと伺っております。ある程度3クラス、4クラスの小学生が集まってきた時も、その見学ルート、今この大階段に沿って下のほうに降りていただいて、例えば地下3階の見学エリアと、黄色くお書きしておりますが、ここの周りもぐるりと回れて、デジタルアーカイブですとか、修復のゾーンをガラス越しに見ることができると思います。それから、断面図にもお示していますが、特に地下3階からは書庫を見下ろすことができます。恐らく、このたくさん並んだファイルメーターの書庫を見るっていうことは、小さな子供たちにとってもものすごい新鮮な空間ではないかなと思います。さらに地下2階、地下1階に関しては、特に地下1階は憲政とそれから公文書館の展示ゾーンが両方ありますので、そこへのロビー空間とともに、その共通ロビーに面して特別展示室も配置してますので、ある程度展示に至るまでのゆるやかな時間をここでとり、いきなり展示室に入るのではなくて、少し期待を持たせながら、高揚させながら展示空間に導入するための効果を、地下1階、2階周りでは狙っております。

(委員)

- ・ 関連してなんですけども、この案は地下3階まで小学生を含めた見学者が入っていけるという意味では、非常に教育的な空間構成になっていると思うんですけど、書庫が見えるんですか、今の説明だ

と。あと、全体としての書庫の面積が、結構地下3階の修復とかアーカイブのスペースでかなり取られていてですね、全体として書庫のバランスというか、必要な面積が確保できているのかどうか、その辺の考えを、ちょっと説明していただけたらと思います。

(C社)

- ・ まずふたつめのご質問の書庫の面積の話ですが、地下4階と地下3階に一般書庫をお取りしまして、要項、基本計画で頂いた数字をクリアしております。地下3階まで見学者が行けるかというひとつめのご質問に関しては、地下2階部分で一旦ロックすることもできるのですが、さらに地下3階をご覧になりたいという、ある限られた方に関しては、そこを開放して地下3階もご覧になることができます。ですので、一旦地下2階で簡易な扉を付けることを想定しておりますが、さらに仕事上なり、見学者が地下3階をご覧になりたいという時は、そこをお通しすることが可能でございます。
- ・ 基本的には書庫までをお見せするかどうかということも、決めた話ではございませんし、吹き抜けの有り様も、十分検討して参りたいと思っております。

(委員)

- ・ あともう一点、この両方の建物の共通性は、これでよく理解できるんですけど、例えば、ここで国立公文書館については公文書としての重要性を象徴するような空間づくりというのが求められていると思います。例えば外観では、この憲政記念館とどのような区別を考えていらっしゃるのかを説明いただきたいです。

(C社)

- ・ 左手の国立公文書館のほうはやはり守らなければいけないということで、石張りを考えております。右が少しわかりにくいのですが、右側の憲政記念館のほうは、ガラスの箱の中に木の箱がさらに入れ子状に入っております。外見から見ると、石とガラスを両方対比的に並べたようなかたちとなっております。
- ・ これは憲政のほうは透明性と言いますか、開放、開かれているというそういうものをあえて表現して、かたや守るというものと対比を図りつつ、石と木のテクスチャみたいなもので、あるいは大庇というものでその調和を図るという、そんなイメージを持ちました。

(委員)

- ・ ここに見えているのは中ですか。

(C社)

- ・ 中です、ガラスの向こうに見える木のホールの壁を表現しているつもりです。ちょっとなかなか上手く表現できなかったんですけど。
- ・ 憲政記念館は石割のイメージのようなサッシュ割をさせていただいて、その奥に木の壁が見えているというつもりでございます。

(委員)

- ・ ふたつ質問があるんですが、ひとつが冒頭に国土交通省、内閣府、衆議院の間に入ってプロジェクトを円滑に推進するとあります。特に、公文書館と憲政記念館は、時にはかなり鋭い対立になることもあるのかもしれないのですが、その時にはこんなスタンスで行こうというのは、おありなのかなというのがひとつ。それからもうひとつが、この大階段が魅力的なのはわかるんですけども、これは全体のコストを考えた時、プラスに働いたのかマイナスに働いたのか、その辺はどうなんでしょうか。

(C社)

- ・ 最初の質問は大変答えにくいと言いますか、難しいご質問なんですけども、私どもお話をとまかく真摯にお聞きするところから基本立たないといけないと思っておりますので、まず両者の相対立するご意見かもしれませんが、それをお聞きした中で、解決の糸口を国土交通省様と一緒に探っていくというようなスタンス、何かありきたりな答えで申し訳ございませんが、そんなことを思っております。階段のほうのコストっていうのは、どう答えましょうか。
- ・ はい、私のほうからお答えします。全体のコストのインパクトっていうのはそれほどでもないのかなと考えました。というのは、展示空間に至るアプローチの階段というのは必ず出てまいりますし、それを少し集約化して象徴化するようなデザインにしたのが今回の案でございます。建物の中央にそれを少し大きめに配置することで、コストインパクトがプラスにもマイナスもならず、なおかつ皆さんの印象に残る象徴的な空間になるのではないかなというふうに考えました。
- ・ 公文書館と憲政記念館とで、それぞれ別個に地下への動線をつくるということに対して、少し立派ではありますが、集約して共通のロビーにして、お互いの展示室への行き来なども誘導できれば、さらに国の施設としてはいいのかなということも考えて、こういう提案、アイデアを提起させていただきました。
- ・ 公文書館に来た子供たちが憲政記念館のほうにも興味を持っていただくとか、あるいは、憲政記念館のほうに来た方が公文書も一緒に見ようというような、少しそういう一緒に集まることによる相乗効果が、こういう場所で生まれるといいかなと考えました。

(委員)

- ・ ひとつよろしいでしょうか、テーマ②に関連して、駐車場についてお伺いします。地下2階に駐車場を設けるということですが、入り口がひとつではなくて、2カ所から出入りができるような構造になっているかと思いますが、それでなのかも知れませんが、非常に空間的に狭い感じがします。台数的にはクリアしているのかもしれませんが、例えば、地下2階の車寄せが非常にせせこましい感じがしますし、1階部分で言うと、歩車分離ができていないのかなという気もします。こういったことに関して何かお考えがあれば教えてください。

(C社)

- ・ 駐車場は入り口と出口と2カ所ございまして、ワンウェイです。一筆書きで、車が入り出できるような構造であります。それで入り口と出口を分けて、まず入り口がございまして、駐車場台数に関しては要項の

数字が取れておりますし、地下の駐車場の車回しもお話ができましたが、これは今後改善していく必要がある箇所はあるかも知れませんが、大きくは議員の方ですとか、それから修学旅行や見学でバスでいらした方、その方たちは1階で降りていただくことを前提としております。地下で降りてそのままE Vで上がることもできますが、今日のご提案は両方、1階でもそれができていることを考えております。それから歩車分離に関しましては、1階平面のグレーで塗った部分が大庇の下の空間になりますが、丁度ここが公園の休憩スペースと、それから公園のほうから来た方のアプローチの空間で、庇の下を通過してアクセスすることができます。また、今ある出入り口、その位置も全く変えていないのですが、そこから来た方は横断歩道を使っていただいて、安全に渡ってアプローチできるようなことを考えました。

(委員)

- ・ 最初の業務の実施方針で、DOCOMOMO JAPANの事務局との調整を支援されると書いてありますが、提案を見ると、既存憲政記念館の保存というような視点は、あまり含まれていないように見えますが、この調整業務とはどんなことをイメージされているのでしょうか。

(C社)

- ・ 我々のご提案は、中庭空間を再生しようというのが、まず一点ございます。

(委員)

- ・ それは元通りの、何か復元的再生をされるという意味ですか。

(C社)

- ・ はい。それ以外にも、今の憲政記念館の中にはイタリアから送られた赤い大理石の大事な石の壁などがございますので、それをやはり今回の議員会議室の中の丁度ステージとなる部分に同じように置いたらどうかと思います。いくつか元々の由来を尊重しながら、そういう保存あるいは部分的なイメージ保存復元手法に近いようなものがございますので、工夫していきたいと考えております。

(3) D社

(D社)

- ・ (技術提案書を説明。)

(委員)

- ・ まず始めに、既存の憲政記念館をジャッキアップして、保存活用するというのが非常に大きな特徴かと思えますけれども、先ほどのご説明によればジャッキアップは、遠望した時に、国会議事堂とともに今は見えない憲政記念館を、見えやすくするということですね。

(D社)

- ・ はい。

(委員)

- ・ ということは、しかし今度は逆に接地階まわり、敷地内というと、現在のせっかく保存していただく記

念館ですが、足下から浮き上がったような状態になってしまうのですが、このあたりのデザイン上の解決は、どのような方針をお考えでしょうか。

(D社)

- ・ まず、ふたつの顔を持つというふうにお話したのですが、国会議事堂と並ぶ風景は、こちらの桜田堀側から見える景色になっておりまして、こちらの景観については、ジャッキアップしたところに土を盛り土いたしますので、接地感はず変わらずに憲政記念館を残すということを考えております。また、こちらの憲政記念館の顔は知的資産集積ゾーンに対しては見えないように、今こちらに緑がありますので、正面には緑が見えて、その奥によく見れば憲政記念館が見えるというような状況をつくります。国会図書館側から歩いて行きますと、公文書館の顔が見えるというなかたちになりますので、両立しながらもふたつの顔を持つというなかたちの処理ができるのではないかと考えました。また、上げることによって大きな平面形もつくる事が出来るというようなメリットもありますので、そのようなことから、顔づくりとトータルを考えてご提案しているということになります。

(委員)

- ・ もう一点だけ、これは完全保存を種々ご検討のうえ提案されているのですけれど、それによって、例えば他の機能や何かに、十全に基本計画を満たすことができないなど、支障が生じたときに、完全保存ではなく、例えば部分的保存など中間的な保存方法というのも考えられるのでしょうか。

(D社)

- ・ 耐震診断の報告書を見ておりませんので、構造の部分については今後の調査が必要になってくるかと思えます。建築の意匠的には、例えばですね、先ほどスカルパと申し上げたんですけど、カステルベッキオのようなかたちで、付加することでよくなることというのを是非行ってみたいと思っております。
- ・ 変更が激しい部分、端的に言うと今の憲政記念館の例えばトイレの部分とかはですね、もう今の現代にあわせてかなり改修がされておりますので、それもですね、もう少し建築の要素を読み取って、作り込むというようなことを、例えばですが、トイレで行くことも可能かと。もしくは、今回使う部屋でも、それにそぐわない部分があったときには、先ほどのもの(カステルベッキオ)は元々のお城を美術館のように使っている訳ですから、そのようなかたちでもう少し手を入れることで最適なものに変えていくというようなことも、完全に保存していくという姿勢だけではなくて、現代に合わせていくというようなことも考えていきたいと思っています。
- ・ 構造的にはですね、いろいろ、完全保存というよりは多少やはり耐震補強も必要かなと思っておりますので、それに合わせて壁の位置を変えとか、そういうことで、使い勝手を良くするとか、要求に合わせていくとかですね、雰囲気というか、完全な保存というよりは、リニューアルしながら、新しい価値を作っていくということに、構造もできるのではないかなと考えています。

(委員)

- ・ 憲政記念館をちゃんと残すことに重要な意味があるという哲学の話を最初されたかと思うのですが、一方、国立公文書館については、公文書館の重要性を象徴する空間づくりをして欲しいというようなことを求めている訳なんですけれど、象徴的な空間になっているというのは、例えば今回の提案でいうと、どういうことを大事にされているんでしょうか。

(D社)

- ・ 非常に稚拙なまた小さなパースで恐縮ですが、エントランスから入りますと、こちらの図で、皇居が見えるというようなかたちになっております。先ほどお話ししたように、国会図書館側から入って正面エントランスを入りますと、正面に皇居が見えてまいります。それは先ほどお話ししたように、建物を上げるというような操作もしておりますが、同じように高台にありますので、正面のビューが広がるようにすることで、改めて自分たちの住んでいる東京というものや場所を見渡します。このように、この国があるというようなことを考えて、それで、エントランスを進んでいきますと、大階段で下にある静寂な空間に向かって下りていきます。ただ、地下に完全に下りてしまって、何か方向がわからないとか、何か居場所がわからないという不安がないように、きちんと空が見えるような空間を設えて、自然の光が入ってきます。これは太陽の光も運行が変わらないものですから、それをずっと永続的に受けていくというようなことが象徴的な空間になるのではないかというふうに考えおります。考えとしてはそのよう考えでおりますので、これからしっかりデザインをしていきたいと思っております。

(委員)

- ・ 今のお答えでは内部空間を主に説明していただきましたが、外観としての象徴性は、例えばどんなものがあるのでしょうか。

(D社)

- ・ 今は単純なガラスというようなかたちで、ガラスが見える面だけを描いていますが、このガラスを例えば構成していくものについては、現代ですので、日射負荷を抑制するというような操作が必要になってまいります。透明性を損なわないなかで、日射を抑制することに対して、大きな、何かおおよっぱな設えをするのではなくて、もう少し先ほどお話ししたような繊細な設えをしていくというようなところで、日本の国らしい繊細なものでつくっていければなというように、設計チームでは話しています。

(委員)

- ・ 保存提案に関係しますが、コスト増3%程度と書かれておられますけれども、やはり、設計中のコストコントロールが重要なと考えています。例えば、ここにVEによるとか、あるいはBIM連携による精度の高い概算コストなどと書かれていますが、もう少し体制としてどうしていくのか、あるいは手法としての具体的なものが今の時点でおありであれば教えて下さい。

(D社)

- ・ 私どもは先ほどお話ししたように、面積については1,500㎡ほど小さくして建てるということも考えておりますし、ご提案書の中で4頁目の下に書いてありますが、図のこちらの部分にRC擁壁とS

MWを併用するというようなかたちで地下工事を行うというようにも考えております。また、体制については、1頁目のところで、こちらに書いておりますように、スペシャリストとして保存の建物部分のスペシャリストとともに、工法やレトロフィットに長けた者もおりますので、全社を挙げた体制づくりを行って、これでコスト増させないやり方を考えていくということを、今回もそのようなかたちで提案書をつくっております。また、今までは保存をしないというようにしてお考えであったと思いますので、こちらスケジュールに書いておりますように、私どもとしては、当初の3ヶ月間に私どもが何を考えていて、何が不足しているのか、考えるべきことが他にあるのかというようなことを、3ヶ月間でしっかり再度検証して、皆様とプロセスを共有したうえで進めさせていただければと思っております。ですので、採否の判断は、3ヶ月後に行えるような資料づくりを私どもはとれるように、設計チームともうひとつですね、保存について検討出来るチームをつくって、併走させるということで考えております。

(委員)

- ・ 憲政記念館をご提案のようなやり方で残すことでコストアップになる、そのコストアップを公文書館側が持つことをどういうふうに説明していくのか。公文書を残すという強い意思を建物に残すということに繋げていくというふうなお話がありましたけれども、そのところが上手くいくのかどうか、あるいは、コストがそもそも上がらなくて済むのか、このへんが議論になるかなと、気になりました。

(D社)

- ・ まずは、耐震診断の報告書を見させていただいて、私どもとしては正確なかたちをどうしていくかというのを考えたいというのがありますが、ジャッキアップする面のメリットもありますので、本当に地下を大きくつくるというようなことで、この造り方も良くなっているのではないかと私どもは思っております。ジャッキアップすることで、先ほど盛り土をするというようなところもありますが、場外に搬出する土のボリュームも減ってくるというようなところもありますので、そのあたりも含めて、トータルでプラスとマイナスの面を詰めていきたいなというふうに考えております。

(4) E社

(E社)

- ・ (技術提案書を説明。)

(委員)

- ・ 地上部分をほぼ平屋建てにするというところに特徴があると考えます。その分、結局は地下部分が多くなっている計算になるかと思いますが、地階になるけれども採光のある執務室というご説明があったのですが、この緑地側では緑地を削り取って、ドライエリア的に改変されているのでしょうか。

(E社)

- ・ そうですね。今ある皇居側の斜面が確かにあります。これに対して、やはりその雁行していますから部分的ですけど、採光を取る部分だけは少し削って、光と通風を取り入れるということになります。

(委員)

- ・ そうすると、基本的には既存植栽も伐採することになるのでしょうか。

(E社)

- ・ そうですね。その下に地下4階までありますので、一度伐採せざるを得ないと思っております。中2階をつくるために高速道路側に出っ張っている訳ではなくて、あくまでも建築のフットプリントのなかで中2階を成立させることを考えています。なので、中2階をつくるが故に緑が減るということはありません。
- ・ また、雁行型にしていますので、この三角の部分にまた緑を補填することによって、元の緑っていうのも出来るだけ復活させることを考えています。

(委員)

- ・ 公文書館と憲政記念館のこのトーンが、基本的に同じイメージを強調されているという理解でいいんですか。例えば、中にサブフレームユニットとかも強調されているんですけど、それを両方とも同じようなトーンで使われるという。

(E社)

- ・ 基本的にはそうです。私たちは両館それぞれの特徴を踏まえた、どちらかといえば共通の一体的な整備ですので、共通的な施設デザインというのを重視して考えました。それは知の資産・記憶の継承軸ということで空間づくりを象徴的に表しています。ただ、内部機能は違いますので、憲政記念館の図書室とか、レストランとかありますので、おのずと内部機能の開口部だとか、また、公文書館側のロビーだとか、そういうものに対しては、おのずと、内部機能が現れた表情は変わってくると思います。
- ・ 同じようにという話のなかで、基本計画では確か公文書館が3階建て、憲政記念館が2階建てだったと思うんですけど、ふたつの施設がひとつになった時にどちらかが親で、どちらかが子みたいに見えてはいけないんじゃないかと、同等に見える必要があるのではないかと、というふうに考えました。
- ・ そうですね。違いを際立たせるということよりは、まずはボリュームであるとか、形であるとか、仕上げだとか、色とかで違いを際立たせることは、まずは基本形としては平屋で同じように等価に佇ませるといこと。そのうえで、おのずと1階の規模も違いますので、違いも出てくるというふうに考えました。
- ・ そうして、国立公文書館と憲政記念館のそれぞれが独立性を持つというふうに考えました。

(委員)

- ・ 二点ありまして、ひとつは今の応答とちょっと関連するんですが、基本計画ではこんなことも書いてあるんですね。「国立公文書館と憲政記念館は異なる歴史と役割を有すること。立法府と行政府の独立性が尊重されるべきことに鑑み」というのがあって、むしろ違うことを基本計画では強調している。そういう目で見たときに、尾崎記念館とか講堂という、憲政記念館の象徴が真ん中にある。これに異論を挟む訳ではないのですが、それに対比されるような国立公文書の重要性というのは、どこで表現されようとしたのかというのが一点。それからもう一点は、図面は、1階に憲政記念館の講堂、会議

室、閲覧室、体験学習室、それから公文書館の展示室、学習ゾーン、それから上級者執務室まで配置されていて、それぞれ違う目的の人が色々動くような空間に1階がなっているんですけど、動線の錯綜が気になっているのですが、そこのところはどのような工夫をされようとしているのか。その二点です。

(E社)

- まず私たちは、その歴史も違いますし、もとのところにある憲政記念館の土地の成り立ちとか、継承、建物が建った歴史等もありますので、そこに公文書館が入ってくる訳です。異なるものがあっても、まずこれを束ねるものとして、知の資産・記憶の継承軸というのは憲政記念館にも公文書館にも両方にふさわしい軸であるということを考えて、まずは、その真ん中に門と中庭と憲政記念館と、そこに尾崎行雄像を含めて建てました。これは尾崎行雄の歴史を紐解いても、公文書館、憲政の神でもありませんし、関わっているということを考えると、その真ん中に軸に合わせてつくるのが、まずは一番大事なことというふうに考えました。
- 動線の交差についてなんですけれども、門から入ってくる施設で門の幅が27mと十分なスペースを取っているということと、公文書館と憲政記念館は、絵が小さくて申し訳ないんですけど、それぞれ三角マークは分けていまして、入り口は別々にちゃんと持っています。ですので、入るときに動線が交差するということはないと思っています。それと動線を分けたうえでも、両館と一緒に整備されますので、施設内での融通というのもあると思います。利便性といいますか。それは講堂を中心に回遊動線をつくることによって、基本的には使いやすい施設になるのではないかというふうに考えております。

(委員)

- ふたつ教えていただきたいと思います。ひとつめがコスト管理についてです。平屋にするということで、地下空間がたぶん大きくなり、コスト増大の方向になるのではと思っています。設計の期間中、ポイントポイントで概算を出していただく必要があると思うんですけども、その概算の精度向上についての体制や取組、積算主任担当者を置きますと書かれていますけど、それにプラスして何かあればお答えいただきたいというのが一点です。もう一点が、環境配慮について、ZEB化を目指すということを書かれていますけども、この規模の施設において、太陽光発電を大量に置く必要があることなど、現実性としてZEB化は可能なかどうか、考えをお聞かせいただきたい。

(E社)

- まず、最初の質問ですけども、私たちが考えたのは、展示室の天井が5mという要件がありますけれども、これはフレキシブル性も考えると、7m、8mになると。そこで、その地下空間のなかで展示室以外のところは全部低い天井で済むものですから、そこは無駄にしたくないと。そこにもうひとつの階をはめこんだということですので、決してそれが地下だからといってコストが上がるということまで思っておりません。これはもちろん、ちゃんと試算して計算します。
- そのうえで、コストについては要求では求められていませんけれども、提案書に書いていますように

コストの主任技術者を付けるように考えております。基本設計、実施設計それぞれのポイントポイントで当然概算をしていく訳なんですけれども、初期段階においては類似施設等からの平米単価ということになってくると思いますけれども、ある程度進んだ段階から、数量を拾い出しながらコストがぶれないように見ていくということを考えております。

- ・最後のZEB化につきましては、やはりこれは今ZEB化を出来ますというよりも、ロードマップを最後にお示ししましたけれども、そのステップによって世の中の状況であるとか、国の方針であるとか、そういうことを緻密に打合せをしながら、このステップを進んでいくか、ここで留まるかということも柔軟に考えていきたいというように考えています。

(委員)

- ・先ほどの続きなのですが、公文書の重要性を象徴するような空間づくりというのは、どこに工夫されていますか。

(E社)

- ・公文書の重要性を象徴というのは、私どもとしても難しい問題で、皆でよく考えました。公文書の重要性を象徴する空間づくりを私たちは、知の資産・記憶の継承軸を上手く建築で象徴的に表すことだというふうに考えました。これに尽きるというふうに思います。

(委員)

- ・関連して、一言だけ。知の継承軸ですけど、この軸上に現れるゲートのデザインと正面の三角屋根のデザインは、何をイメージされてこのデザインモチーフが出て来たのでしょうか。

(E社)

- ・もちろん、形やデザインはこれからですけども、何をというかやはり象徴ですので、シークエンスとして門を共通の軸として、門という象徴を抜けて中庭を体験したり、入っていくという、そういうシークエンスのなかでひとつの結界にもなるんだと思います。それを考えました。あくまで象徴ですので。もちろん雨に濡れなかったり、その門の上は太陽熱パネルを施したりして機能はあるんですけども、基本的には、そこがこの一体的整備の、やはりふたつの建築というよりは、ある意味では、まずはこのひとつの新しい公文書館というひとつの建築の正面性を門に表現いたしました。
- ・何か具体的なモチーフはあるのかというと、特にはありません。どういう形がふさわしいかというのを、たくさんスタディ模型をつくって検討しまして、現段階ではこれがふさわしいのではないかというのをスケッチで載せさせていただいております。
- ・多少、日本的なシークエンスで歩いていくヒエラルキーみたいなものは考えながらと思っています。

(5) F社

(F社)

- ・(技術提案書を説明。)

(委員)

- ・ 一番最初にこのふたつの機能を合築することによる相乗効果を高めるというご説明がありましたが、何か具体的にここに相乗効果が現れているところはあるのでしょうかというのが一点。二点目は、今ご説明のあった旧憲政記念館の様々な建築モチーフが、一旦、これは全部つくり変えられているように思いますが、また最後のところに既存のエLEMENTを出来るだけ保存再生したいというふうにも書いてありますが、これも何か具体的な方策が示せるようでしたら、教えていただきたい。

(F社)

- ・ 最初の相乗効果でございますが、これ平面計画において特にそうなんです、二点ございます。まず、来館者の方が一般的には公文書館の展示室に来られるということはあると思うんですけども、当然、憲政記念館の展示室にも来るということで、今回、共用ロビーというものが基本要項で想定されていますので、そこを今申しました私達の提案では、知と教養のロビーとしておりますが、そこを介して下に下りていく動線を一体にして、かつ展示室を区画は出来るようにしているんですけども、一体的な空間としてロビーを介して一緒に見れるようなプランにしたいと思っておりますので、目的は公文書館のほうであっても憲政記念館を見れるし、憲政記念館に来られた方も公文書館を見れるというようなことによって、双方が持っている色々な展示物を、お互いの魅力によって惹きつけて広めていくということができるかなと思っております。あと、公文書館のほうは、憲政記念館も議員さんの使われ方もあるので、ややプライバシー、セキュリティはあるんですけども、講堂も一般の方、来館者、小学生の方も使われるとのことですので、これもロビーに面することによって、セキュリティをかけて先生方が使う時ですね、場合によっては、このロビーに面してセキュリティを解いて、一般の方も使いやすい、開放しやすい、稼働率をあげるような提案ということで、もっている施設をですね、より稼働率を上げて、収益施設ではないんですけども、せっかくの施設ですから、より稼働率をあげながら議員の先生方が使うとかですね、一般の来館者の人とうまく融合しながら、でもセキュリティを守っていくような使い方ができると、平面計画を解いていければいいと思います。
- ・ もう一点、既存のエLEMENTですが、調査がかなり必要だと思うんですけども、今考えておりますのは冒頭に申しました水盤に置かれています記念像、尾崎行雄先生の像を残したいと思っておりますし、例えば寄贈された素材ですね、大理石とかあるんですけども、もちろん調査は要るんですが、可能ならば取ってどこかで再生したいと考えています。これも全体の様子を見て、保存状況あるいは痛み状況を見て、あと予算のこともありますけれども、極力皆さんの印象に残っているものを残せば、ということを協議して決めていければと思っております。具体的には、先生の像と、あと今イメージしているのは石材です。赤い石材がございます、イタリアから来た。

(委員)

- ・ 枯らし期間を検討いただいているのはいいと思うんですけど、順打ちでやっていくというのは、この場所は地下鉄が通っていたり色々するんで、個人的には逆打ちのほうが施工性が高いように思うんで

すけれど、順打ちにして本当にメリットが出るということは説明できるのでしょうか。

(F社)

- ・ 工期によるんですけど、今回かなり長い工期なので、一般的には逆打ちの場合、工期を短くするのが目的だと思うんですが、今回は上物はかなり低いので、二層しかないので、工程的にはうちの構造とも検討したんですけど、逆打ちでやっても順打ちでやっても変わらないだろうと。ただ、当然逆打ちでも構わないですけれども、予算的なこともあります、コンクリートを打ってからふた夏といわれるものがありますので、重要文化財がいつ出るかにもよるんですけども、もう少し先であれば確かに逆打ちで打って行って、最後に底盤を打ってからふた夏たってから入るというのも可能です。工程が見えたら、順打ち逆打ちどちらでも対応可能かなと思います、工程的には、順打ちで打つてもたぶんこの長い工程のなかでは上物は少ないので、地上部が、間に合うのかなと思います。

(委員)

- ・ 最初のところでご説明もあったんですけども、国立公文書館への来館者に対しても、尾崎行雄像と水盤を中心にした憲政記念館の歴史的記憶の継承を表現しますと、こう書かれた、つまり、いわば憲政記念館の象徴であるものを公文書館への来館者に対しても表現しますと、あえて記載された意図は。

(F社)

- ・ デリケートな話かもしれないんですが、公文書をずっと残していくということは、民主主義が続いていくことだと思うんですね。つまり、こういう議会政治的なものが続いていかないと、こういう公文書がある専制政治的とかになっていくと、自由には使えなくなってしまう訳ですから、公明正大、公平に残していくということは、すごく重要なことだと思うので、そのためにも、やっぱり民主主義という基盤があるから残るんだろうということが、なんとなく根底にあったので、たまたま今回憲政記念館という土地と一緒に使うのであれば、民主主義を表現することによって、公文書館が永続的に守られるんだよということの表明になるのかなということで、今回の合築の意味は大きいのかなと思っています。

(委員)

- ・ その時は、尾崎行雄像と水盤というのは一体と考えますか。

(F社)

- ・ それはですね、皆様のいろいろな、かなり思い入れがあるというかですね、特に衆議院の方の思い入れがあるようなので、自分たちの元々お持ちになっていた土地だということを留めるという意味で、立法府と行政府で違う所轄であるかもしれませんが、元々憲政記念館というところがあったということの記憶、ひとつの保存という意味での残すということなんですけども、そこにあったのだと、元々は。そこに一緒に乗り込んで来て、一緒にやっていくんだという表明ということで残しているんですけども。これは色々デリケートな話もあろうかと思うんですけど、何となく気を使って考えていました。
- ・ やはり、一緒にしたことがメリットがあるということが一番わかりやすいのは、水盤がそのままのかたち

でなかにあるというのが、一緒にしておくが一番メリットを伝えやすいかなと考えました。

(委員)

- ・あと、もう一点、地下1階にセンターコアがあって、地下1階に両館が人を集める機能を全部集中しているんですけども、例えば、災害が発生したときにセンターコアにもものすごく集中すると思うんですが、その際の避難路の確保という意味では、大丈夫でしょうか。

(F社)

- ・これは図面上細かく描いていないんですけど、当然、避難経路はかなり大きなもの、隅々にですれ地上に出る、バッファゾーンのところには階段を設けて、二方向避難で避難することになります。一方方向だけではなくて。バッファゾーンは空調機も置くスペースでございまして、こちらに逃がして行くということもあります。最低1,800、プラス空調機の3mのスペースを確保しています。

(委員)

- ・テーマ③の環境配慮について、ひとつご質問させていただきます。電気とガスのベストミックス空調ということで提案されていますけども、特に地中熱採熱管を使った空調に関して、御社の経験を踏まえて構いませんが、この建物において、電気とガスのベストミックス空調というのは効果があるとお考えでしょうか。

(F社)

- ・まず地下部分については、収蔵庫とか図書館とかありまして、どうしても恒温恒湿が必要になってきます。恒温恒湿空調ではなくて、湿度を調整する空調が必要になってきます。なので、過冷却再熱という空調が必要なので、温度調整がやりやすい電気系のものを選んでます。それから、上のほうはガス系を選んでます。
- ・地中熱なんですけど、基本的には冷水と温水、冷却と再熱で調湿をするんですけど、両方出せるものを地中熱ヒートポンプとして選んで、アンバランスになった余剰熱を地中熱に放出するというので、基本的に同時取り出しで使うということで効率を上げて、やるようなやり方をしています。それから、あえて大型機器を置かないで、小型機器で中心にやっているというのは、維持メンテとか交換が非常にしやすい、部分的にどンドン何かあった場合にも対応できるということで、リスクヘッジとそういうものを考えています。

(委員)

- ・採熱管による地中熱利用っていうのは、ご経験はおありということでいいですか。

(F社)

- ・はい。

(委員)

- ・バッファゾーンでカスケード換気といって、わざわざカスケードと入れているのは、何か特別なことをされているのかということと、この説明のときは、アルカリ除去のことを話されていたのですが、特殊

な換気方式なのか、簡単で結構ですので教えて下さい。

(F社)

- 簡単にいうと、空調した空気を捨てるときに、一回バッファゾーンを介して捨てさせていただきます。あえて外気に捨てるんじゃなくて、せっかく温湿度調整とかいろいろやった空気を、一回バッファゾーンに捨てるというか、流してあげて、戻すということで、当然除湿機とか置くんですが、カスケード的に利用して省エネ化を図りたい。あと、環境改善については、そういう温湿度条件、乾いた空気とか、良質な空気を流すことで対応するというような考え方をしています。
- 普通だと、外調機からそのまま捨てるのをですね、それを温湿度が管理されてもったいないから、通して捨てるということです。最近、博物館だったりでやらせていただいている、より保温効果が高かった。温度よりは湿度ですが。

2. 提出された技術提案書の評価

- (各委員が個々に評価を実施)

<以上>

第3回 新たな国立公文書館技術提案書評価委員会

日時 平成30年8月1日(水) 14:00～15:30

場所 中央合同庁舎第2号館13階 官庁営繕部会議室

議事

1. 技術提案書の評価結果について
2. 特定理由(案)及び非特定理由(案)について
3. 設計者特定結果の公表について

<議事概要>

1. 技術提案書の評価結果について

(委員長)

- ・これから議事に入ります。まず、議事1、技術提案書の評価結果について、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・(技術提案書の評価結果について、資料-1を用いて説明。)

(委員長)

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、まずは、資料-1の1頁目のところに各委員からいただいた評価点が記入されておりますので、主にこのa、b、c、d、eのところを確認されるのがいいのかと思うんですが、ご自身の採点結果と合っているかどうかを、まずご確認いただけますか。
- ・正確に記入されているかどうか、ご確認されましたでしょうか。
- ・そうしましたら、評価点が分かれているところに関しまして、評価の背景などをお話いただいて、場合によっては議論の過程で、この時間内に皆様方が評点を差し替えることは可能であると伺っていますので、その点も含めて、それぞれの委員の採点の理由、背景等をご紹介いただければと思います。
- ・何をもって評価が分かれているかというのは、色別で見えていきましょか。

(事務局)

- ・最後の資料で、がたついているところが、評価が分かれている部分です。

(委員長)

- ・この何社のこの項目というふうになりますか、それとも何社に関してぐらいのことでまとめましょか。
- ・では、順番に揃っているところは無視してもいいとして、B、C、D、E、Fの順番で、それぞれの社のものについて、評価が分かれているものに関しては、高評価の方からご意見をいただく、あるいは低評価の方からご意見をいただくというところからやってみましょか。

(委員長)

- ・ B社に関して見ますと、理解度、取組意欲、実施方針あたりが多少、バラバラとなっていますので。それでは、この取組意欲、業務の実施方針ともに比較的高評価をされていらっしゃるのが、□□委員。そちらから、その評価の意図をお示いただけますか。

(委員)

- ・ 理解度、取組意欲については、業務を進めるにあたっての設計のプロセスが具体的に書かれている。特に、どの時期に何をするのか書かれているので、そういう意味では、理解度が高いのかなと思っております。例えば、他の社でも同じような書きぶりのところは同評価としています。

(委員長)

- ・ 低い方からも同じように、お願いします。

(委員)

- ・ あくまで比較論ですが、他の社の取組に対して全般にやや一般的な感じがあって、特別にプラスに評価を加えなくてはならないように感じたところが無かったものですから、そういう意味で、私は極端に幅を付けて評価しているんですけど、相対的に他と比べた時に、やや一般的で低調かなと思ったので、私は□といたしました。

(委員長)

- ・ 他に、取組意欲に□を付けられているのは□□委員ですか。

(委員)

- ・ 基本計画の議論の中で、展示で3つ分けたことは重要な意味があると思っていて、また特にシンボル展示というのは重要だという議論をしたと思うんですけど、それが一切、展示場とあるだけで、そこへの配慮が無いというのは、意図が理解できなかったのではないかというふうに判断しました。

(委員長)

- ・ ありがとうございました。
- ・ それでは、B社に関しましては、このあたりで議論を閉じたいと思いますが、何か、特別おっしゃりたいことがあれば。
- ・ よろしいですか。それでは、B社はここまでにします。

(委員長)

- ・ 次にC社としたいと思います。
- ・ C社は比較的评价点が高いようでありますから、少し時間を使って、評価点でいうと今のところ1位になるということですかね。

(事務局)

- ・ はい、そうです。

(委員長)

- ・ それでは、高く評価されている方がいっぱい、どなたに訊いたらいいかという感じですが、比較的高評価で揃っているのが、□□委員なので、全般的な印象を含めて話をさせていただきますか。

(委員)

- ・ テーマ①に関しては、景観との調和ということと、ふたつの施設を一体的に建てるというつつ、それぞれ独立性を持たせるというテーマに対する回答として、敷地なりに雁行させるというような平面的な分割の仕方だけでなく、皇居側から見たとき、既存施設に比べると高くせざる得ない施設に対する回答として、高さ方向にもセットバックしながら地形なりに合わせたような大きく見せない工夫をしているといったようなところが、敷地の状況を勘案した取組として評価しました。それと、独立性についていえば、今ある憲政記念館のディテール等を踏襲しつつも、今度新しく出来る新公文書館、それと新しい憲政記念館、これらを対比させるように、片や重厚な石を使った堅いイメージ、もうひとつは透明性を持ったガラスを使って対比させるというところが、一体的につくりながらも独立性を確保できているなど非常に高く評価しました。

(委員長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ 比較的低い評価を含んでいる□□委員お願いします。

(委員)

- ・ この案自体は大変評価しているのですが、低い項目が含まれているので補足させていただくと、このテーマ①ですね、周辺環境との調和という部分のところ、他は本当に基本計画にきちんと準拠されていて申し分ないなど思っているのですが、公園側の施設配置と表現からしたところ、公園側がちょっと裏方的なものが並んでいて、そういう絵が描かれてないのでどんな表情になるかは、わかりませんが、公園側から見たときの裏方入り口みたいなものが並んでいるあたりが、若干の懸念を感じたので、テーマ①に関しては□という少し低い評価を与えました。それ以外は私の場合、□というのはそれなりに良い評価のつもりなので、異論はありません。

(委員長)

- ・ その他の皆さんで、C社の内容に関してコメントをしていただける方いらっしゃいますか。

(委員)

- ・ シンボル展示を重視していて、大階段を降りていったところに、きちんと置いてあるということ。それと、この案だけは、大階段によって修復ゾーンに光があたるようになっています。基本計画には可能な限り採光を確保するとして、修復とか、そういうこもりがちな職員の人達にもなんとか光が当たるようなことはできないだろうかといった議論があったと思うんですけども、この案だけが唯一、それを叶えていると思っていて、そこを評価しました。

(委員)

- ・ なんとといってもこの案の場合には、この大階段、ここが極めてユニークで意欲的ですよね。見学ルートも非常に充実する感じがいたしました。

(委員長)

- ・ これは比較的良い評価の社ですから、一人ずつ何か総合的なコメントでもおっしゃっていただければ。

(委員)

- ・ □□委員の意見に近いんですけど、修復のところもかなりちゃんと見せるというか、公文書館の機能を社会にちゃんと見せるという意思が結構プランのなかにも表れているので、それは非常に良いのではないかと思います。一方で、階段の周り、階段だけの空間になるのではなくて、階段の周りもうましく活用したシンボリックな空間になるようには、工夫をしていただきたいなと思いますけれど。全体としては非常にまとまった提案だと思いました。

(委員長)

- ・ いかがでしょうか。

(委員)

- ・ 私も象徴的な空間づくりの考え方というのは非常に良いなと思いました。特に憲政記念館と公文書館の間のコリドールといいますか、抜けた通路において、皇居の緑がすごくきれいに見えるのではないかと期待ができました。それから、□□委員もおっしゃっていましたが、特別展示の考え方をすごく明確に示されていて、そこへのアプローチの考え方なども明確に書かれていたので、良く考えられた案だなというふうに思いました。

(委員長)

- ・ いかがでしょうか。よろしいでしょうか。C社についてはここまでとさせていただきます。

(委員長)

- ・ 次はD社です。

(委員)

- ・ D社をご存じのように他に無い特徴として、現在の憲政記念館を積極的に保存して、ジャッキアップして遠くからも見えるようにして活用しようという、想定を超えた提案なんですけど、このプロポーザルに対して、そういったことを技術的にも検証されて、特に保存要望等の意見も出ている建築物でありますから、それを真剣に受け止めて、保存するとしたら何が可能なのかということ、きちんと検証して提案にまとめていただいたという、その取組意欲を私は買わしていただいています。
- ・ 確かに、基本計画に即していったときに、それと齟齬してしまう点があるかとは思いますが、むしろ今言ったような難問を、投げ出さずに社運を賭けてやってみようと思ってくださったことに敬

意を表したいと思い、高評価を付けました。

- それによってできあがる効果というのはちょっとわかりにくいところがありますが、完全に持ち上げることが出来ると、地階にはかなりそれなりの、これを残したまま開放的な大空間がとれるということですね、地下1階廻りあたりのところの融通性というか、それは出来るんじゃないかという期待もあって評価しました。

(委員長)

- □□委員が低評価をされていますので伺ってみましょう。

(委員)

- 私は、かなり厳しめの評価をしてしまいましたが、このプロジェクトにはいろんな発注関係者がいて、非常に意欲的な提案なんですけれど、調整マターがたくさん発生してくるという、まず与条件をもう一度最初から調整直さないといけないこと、それから、どこを残すか判断したうえで、どういうものにしていくかという、もう一度作り直すプロセスも要るだろうというようなことを、かなり懸念します。そういう意味でとりわけ最初の取組意欲のところについては、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の考え、新たな公文書館を見えるかたちで表したいという意欲が非常に強いというモチベーションがあるものですから、そこが実現出来るのかどうかはちょっと不安ということもあって、取組意欲とか、スケジュールとか、プロジェクトマネージメント的なところも、ややリスクがありそうだということで、厳しいとは思いますが、上のふたつについては□評価ということにさせていただきました。
- テーマ①、②については、まだ形が見えていないということなので、あと、地上部分が堅く閉められてしまうものですから、下の空間にある意味自由度が発生しそうなんですけど、逆に上手く使えない、地下で公文書館と憲政記念館に機能をふたつに使い分けるというようなことも十分にはいかず、そこにしわ寄せがいくかもしれないと懸念しました。①、②とも□というような、厳しめの評価になったのは、そういう考えがあったということです。

(委員長)

- それでは、他の3人の方からも、これはかなり変わった提案なので、これに関してどういうふうなご感想というか、評価をされたのかというのを、端的に一言ぐらいずつで結構ですが。

(委員)

- 一番懸念したのは色々調整して上手くいくのかどうかとか、やってみなければいけないといったことをおっしゃるので、それがダメになったら、全く全体から書き換えになるのではないかなと、そこに不安を感じました。

(委員)

- 私は地上階一層分上げたということで、公園側からのメインアプローチをつづら折りのようになっていて、大分高くなって来庁者にとってはどちらかといえば不便になりかねない。もうひとつの来館者用

入口として、マウンドアップしたところにトンネルのように1階部分でアプローチするとなっていて、アプローチの仕方なども、どちらかという施設を残すためにマウンドアップして、結果、アプローチがかなり上手くいっていなかったのではないかとかですね。水盤を設けて下から光を通すようにガラスなのか、透明か半透明かの水盤を設けてライトを落としますというのも、後々の水廻りの処理を考えると、ここに水を引き込むようなやり方をするというのは、どうなのかなというようなことを考えました。この社は施設を残すことでやりきってしまった、あとのことは上手く出来ていないなというところが不安だったので、私はこういう評価にさせていただきました。

(委員)

- ・ 私もチャレンジングな提案だとは思いますが、これから設計を実務的に調整していく中で、やはりコストの面、工期の面で、非常に問題があるのではと思いました。それから、設計の冒頭の3ヶ月間で保存するかどうかというのを検討しますという提案もございましたけども、この3ヶ月後の決定では遅すぎるのではないかと、実務的な面を考えて、評価を低く付けさせていただきました。

(委員長)

- ・ 一通り、背景をご説明いただきましたので、何かの折に説明するのであれば、そういった面をご説明いただければ良いのではないかと思います。

(委員長)

- ・ それでは、続きましてE社にいきたいと思います。E社は、業務の理解度というところに少し差がありますから、ここをご説明いただければと思いますが、□□委員いかがでしょうか。

(委員)

- ・ 私の場合は、理解度と取組意欲のところは、プロジェクトをどう進めていくかというスケジュールを、きっちりどこまで具体的に書いているかという観点だけですので、そういう意味では、先ほど申し上げたB社と同じくらいに、設計工程のなかで具体的に何を書いているかと、何をやるかということをしっかり書いてあるかというところを評価しています。

(委員)

- ・ 尾崎行雄は憲法の神様と言われますが、水盤と尾崎行雄さんを議会制民主主義の象徴として設置して、それを支える公文書の重要性を表現したということには大変違和感がありました。

(委員)

- ・ それでは、私、テーマ③に関して飛び出したような評価になっているので、その理由をご説明しますが、テーマ③は各社にあまり差がない、比較的総花的というか、基本的に普通やられることで、差がつかないものなんですけど、E社に関しましては、NearlyZEBとか、ZEB化などに対して明言して意欲を示されていたので、ちょっと良い口にしたという、あくまでその程度でございます。

(委員長)

- ・ それでは最後のF社になります。F社も多少バラつきがありますので、これも少しご意見いただければと思います。
- ・ まず、取組意欲、実施方針のあたりから議論してみようかと思います。

(委員)

- ・ F社の場合には、必ずしも憲政記念館をそのまま保存するとかではないですが、提案の随所に憲政記念館というものが持っている建築の価値に関して、それなりに尊重する姿勢があったところを評価をいたしました。それから、他のチームにない特徴として、総合力に優れたいわゆる組織事務所と、造形や提案力のある建築家が共働するという体制も他にはないものだったので、これも相対的なことですけど、他にないものを持っているという点で評価をしたところです。

(委員長)

- ・ 一方で比較的評価が低い□□委員は、いかがでしょうか。

(委員)

- ・ 最初の主張のところで、両館の正面玄関を構成する尾崎行雄さんを出して、公文書館の来館者に対してこの地で刻んできた憲政記念館の歴史的教訓の承継を表現しますという、公文書館の独立性はいったいどこにいったのかなと、なんでポイントとなる庇まで憲政記念館なんだよねということを主張しなきゃいけないのかなといったところに、大変違和感を感じました。テーマ②も先ほどと同じで、憲政という概念と議会制民主主義とは違うということが、十分ご理解いただけてないんじゃないかというふうに感じました。

(委員長)

- ・ 取組意欲、実施方針あたりのことで何かコメントがある方はいらっしゃいますか。
- ・ もしよろしければ、下の段のほう、テーマ①、②のあたりに色々評価が分かれている点がありますから、こちらを通して、ご意見いただければと思います。

(委員)

- ・ ひとつは、先ほどのことに拘ったのと、それから、全てのフロアが憲政記念館の機能と公文書館の機能とが一緒になっていて、かといって、先ほどのC社のように外に両方に広がるとかっていうことが必ずしもあるわけではなく、むしろ混乱を生じるだけではないのかなという感じがして、両方の機能を少し分けたり、うまく利用できたりというところの工夫がむしろ足らないのではないかというふうに、私はこの案をとらえました。それぞれの館にとって大事な資料を他の館と同じフロアで収蔵をして大丈夫かなということも懸念をしました。

(委員長)

- ・ 他の皆さん、□□委員はいかがですか。

(委員)

- ・今のところは□□委員とちょっと違うんですけど、壁だけで仕切ってあるようには見えるんですけど、一応仕分けはできるのではないかというふうには考えました。むしろ一体化して、書庫については問題かもしれませんが、使用については、ある種の一体性があるのもいいかなというふうに思っ
て□□評価としている部分があります。

(委員長)

- ・□□委員はいかがですか。

(委員)

- ・私は全体的に見て、C社、F社の両者がよく出来ていると思いました。そういう意味ではテーマ①については、先ほどC社のことでもコメントしましたが、ほぼ同じで、ガラスの部分が木となって柔らかいイメージ、やはり対比がきちんと出来ているということと、雁行の小割が平面的だけでなく、立体的にもセットバックしながらということで、周囲の環境に配慮している。違いはというと、先ほど地下への導き方で、C社のほうはかなり印象的な大階段というのに対して、F社は同じように中央部分、両館の間で地下へ下ろして動線計画だが、大階段の造り込みがC社が優れていると思いました。しかし、この2社は甲乙付けがたいと思いました。

(委員)

- ・私は、F社は総じて高評価をしたつもりです。C社と比較してどうかということで、例えば周辺環境との調和という点において、皇居の眺望、調和という観点で、C社のほうがF社よりも良いのかなという感じがしました。それからシンボル展示の考え方、先ほど□□委員からもありましたが、地下に下がる演出の仕方といいますか、象徴性の示し方というのが、相対的にC社のほうが優れているのではないかなと感じました。

(委員)

- ・私はテーマについては、示されている佇まいが、周辺環境に対して調和がとれる、そういうデザインではないかなということで評価をしました。それと、現憲政記念館の水盤があって回廊があるという、入った瞬間の印象を、比較的新しいものに取り替えるものの、かつてのものを彷彿とさせるデザインでまとめていこうとしているところが、周辺との調和ではないけれど、過去との調和なのか、そういう意味で細かい意識が働いていると思ったところが一点。
- ・それから、建築の構造のテーマ②のほうで考えてみると、C社と非常に対比的なところがあるんですね。途中で駐車場階を挟んで保存や書庫周りを全部それより下の階に持ってくる、完全に切り分ける形式ですが、工夫されているなど思ったのが、地下1階部分から鉄骨構造とすることで、相対的にいうと地下1階がある種の明るさをもった軽やかな空間になるだろうということで、1階に入ったときの印象が地下1階にも通じている、技術的なものを含んだデザイン提案がされているところが他にないと思ったので、評価を高めに付けました。
- ・でも、皆さんの総合的に評価されている最終結果には違和感なく、最終的にC社とF社がある程度

候補になって、色々なことが多少あるけれども、最終的にC社が総合的に上回るのではないかという結果がここに出ていますけれども、それに関して違和感はありません。

(委員)

- ・ 公文書の重要性を象徴する石の回廊というのがあって、これがどのようなものか期待したんですが、あまりご説明がなかったののでどのようなイメージなるのかわかりませんでした。

(委員)

- ・ そうですね、入り口のところのイメージぐらいしか描いていない。

(委員長)

- ・ それでは、意見交換もだいたいできたかと思いますが、何か言い足りなかったこととか、補足されたいことがありますか。
- ・ よろしいですか。

(委員長)

- ・ では、評点に関して修正、差し替えを希望される委員はいますか。
- ・ よろしいですか。では、全員修正なしということでよろしいでしょうか。
- ・ わかりました。それでは、一旦資料の確認はここまでとさせていただきます。
- ・ ということで、技術提案書の評価はこのまま確定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(全委員)

- ・ はい。

(委員長)

- ・ この評価結果は、建設コンサルタント選定委員会に報告するようにいたします。

(委員長)

- ・ 本委員会としての評価が確定いたしましたので、資格および技術力に関する評価を含めた評価結果を説明していただけますでしょうか。

(事務局)

- ・ (参考-2を配布して、資格及び技術力を含めた評価結果について説明。)

(委員長)

- ・ はい。これに関して何かご質問はありますか。

(委員)

- ・ CPDの取得でこれだけ極端な差が出るということは何か理由があるんですかね。

(事務局)

- ・ 最近の傾向としましては、CPDの取得単位の点数が高いというのは、だいぶ認知はされてきていま

すので、比較的どの社もCPDを積極的に取得していただいているのかなというように思っています。

(委員長)

- ・ いかかでしょう。何かご質問はよろしいですか。
- ・ そうしましたら、議事1に関しましては、ここまでとさせていただきたいと思います。

2. 特定理由(案)及び非特定理由(案)について

(委員長)

- ・ 続いて、議事2、特定理由の案及び非特定理由の案について、事務局から資料2のご説明をいただけますでしょうか。

(事務局)

- ・ (特定理由の案、非特定理由の案について、資料2-1と資料2-2を用いて説明。)

(委員長)

- ・ これらに関しましてご質問、ご意見ございますでしょうか。

(委員)

- ・ この参考-2というのが公表されるということでいいですか。

(事務局)

- ・ もう少し様式は簡易なものになりますけれども、おおむね参考-2のような情報が閲覧されるということになっております。

(委員)

- ・ 例えば、B社は自分の点数が確認できるのか、B社が、B、C、D、E、Fの全体を見ることができるのか。

(事務局)

- ・ 各社の点数見ることができます。

(委員)

- ・ わかりました。

(委員)

- ・ これには次点という概念は無いのでしたっけ。

(事務局)

- ・ ございません。

(委員長)

- ・ 他にご質問はいかがでしょうか。それでは議事2に関しましては、以上とさせていただきます。

3. 設計者特定結果の公表について

(委員長)

- ・ それでは議事3、設計者特定結果の公表について、事務局から資料-3の説明をして下さい。

(事務局)

- ・ (業務委託契約を締結した後に設計者の特定結果を公表する際の資料案について、資料-3-1を用いて説明。)

(委員長)

- ・ 少し読む時間をいただければと思います。各社それぞれに実施方針と技術提案とに分けて抜き書きをしてくださっていますので、そこに委員番号もかかっているから、その辺も含めてざっと目を通していただいて、この場で何かご指摘があれば伺います。

(委員長)

- ・ いかがでしょうか。今この段階で何かご指摘があれば承ります。
- ・ よろしいですか。そうしましたら、最後の公表案になったところで、もう一度ご確認いただくということで、今日のところはこれで終了とさせていただきたいと思います。

(事務局)

- ・ (特定結果の公表と合わせて公表する議事概要の体裁について、資料-3-2を用いて説明)

(委員長)

- ・ それでは個別の文言、表現というよりはフォーマット、体裁をご確認いただいて、これでよろしいかということだそうですが、いかがでしょうか。
- ・ よろしいですか。

(委員)

- ・ 確認ですけれども、資料-3-1で示された委員の番号というのは、公表時点では削除されるということでしょうか。

(事務局)

- ・ 削除します。

(委員長)

- ・ いかがでしょうか。
- ・ それでは、議事3に関しましてもここまでとさせていただきます。
- ・ 議事は以上となります。進行は事務局にお返ししたいと思います。

<以上>